



- 携帯電話業界に学ぶ経営術
- 平成 30 年度税制改正速報
- 事業承継に向かって～第三者承継を視野に入れて考える～
- 外国人旅行者の消費税免税について
- 平成 30 年、パート労働力を考える

携帯電話業界に学ぶ経営術

かつて業界最大手だったフィンランドのノキアがスマートフォン(高機能携帯電話)の独自仕様を諦めてマイクロソフトの傘下に移りました。アップルの元 CEO 故スティーブ・ジョブズが「電話を再発明する」といって世の中に出した「iPhone」の想像を絶する競争力への苦渋の決断であったと感じます。ノキアは、指で画面タッチの直感的操作ができるだけでなく、他社のパソコンやオーディオ機器やデジタルビデオとの連携ができる「デジタル・ハブ構想」でデザインされたアップルの商品力にかなわないと判断したのだと思います。アップルのパソコンやオーディオ機器単品を作るのではなく、消費者にデジタル生活を提案してくる姿勢は他社の追随を許すものでなく、かつて倒産の危機に本当に陥った会社だろうかという感覚です。

世界のホンダの創業者、本田宗一郎が「需要があるから作るというのがメーカーではない。メーカーはパイオニアである以上はあくまでも需要を作り出すものである。だから未知に対して挑んでいるはずだ。未知な製品を大衆に聞いて歩いたって答えがでるわけではないではないか」と言い切っていることに通じるジョブズ氏の開発への執念を感じます。大衆迎合(人気取り)の政治に甘え、日本の行く末のグランド・デザインを描けない我が国の政治家に学んで欲しい技術と姿勢です。

一方、ノキアの経営判断も特筆すべきものです。かつて 50%のシェアを握り世界一の携帯電話メーカーとして君臨したモトローラが没落した原因は自社のアナログ技術へのこだわりからデジタル機への対応が遅れたことに尽きます。ノキアは、勇敢にもプライドを捨てて他社との連携の中に活路を見出したのです。iモードなどの通信サービスや高機能では負けませんが、世界で通用しない日本の各社にも見習って欲しい経営判断です。我々中小の組織経営者も自社の技術をあげる為にも定期的に外部のノウハウを導入していく必要があると感じます。イスラム教徒向けに礼拝の時間と方角を教えてくれる携帯電話や電力事情の悪いアフリカ向けに懐中電灯付きの携帯電話など、機能を絞った製品開発の余地は多くあり、このような機会を活かし外需を獲得して税金をたくさん払う企業がどんどん出てきて欲しいものです。

では、盤石と見える好調なアップルに死角はないのでしょうか？株主総会で年金基金をはじめとする大株主が後継者の計画開示を要求しています。「iPhone」の開発でも少数の技術者と1対1でジョブズ氏対話で決めていました。中小企業と同様のシンプルでスピーディーなトップダウン型意思決定を行っているアップルでも、後継者を育てていないと株主からクレームがつくのだと改めて痛感しました。

一方、本田宗一郎の夢であった航空機事業をホンダが量産体制に入りましたので後継者たちがいかに燃えて人生をかけることができる組織を残していくかが現経営者の大きな責務だなと感じるこの頃です。

成迫 升敏



昨年は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼を申し上げます。
本年も社員一同、皆様にご満足いただけるサービスを心がける所存でございますので、変わらぬご愛顧を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。



税理士法人 成迫会計事務所 社員一同

平成 30 年度税制改正速報

平成 29 年 12 月 14 日に、平成 30 年度与党税制改正大綱が公表されました。個人の改正内容は増税色が強く、法人は税額控除などの措置が拡充されています。今回の主な改正項目を取り上げてみましょう。

■個人に対する主な改正内容(所得税・住民税・相続税・贈与税)

① 給与収入等に関する改正

平成 28 年の改正から高額な給与収入者に対する控除の削減(増税)が続いていますが、今回の改正でも引き続き増税の改正がされました。今回の改正では、給与収入が年間 850 万円を超える人が増税となりますが、子育て中の世帯や特別障害者のいる世帯は負担増が生じないような措置が講じられる予定です。

例えば、年齢 40 歳、給与収入：1,000 万円、23 歳以上の扶養親族 2 人の場合には、約 46,000 円の増税になります。

他にも基礎控除を増額する改正があるため、税金以外にも影響が及ぶことも考えられます。例えば給与で扶養手当等を支給している場合にはその基準を見直すことなどが考えられますので、改正にあわせてご検討してみたいかがでしょうか。

② 事業承継税制の特例(減税・要件緩和)

非上場株式を後継者が贈与や相続により取得した場合の納税猶予特例について、要件が緩和されます。今までは最高で発行済み株式の 53.3%が納税猶予できる金額でしたが、今回は 100%納税猶予できるようになりました。また、雇用維持 80%という納税猶予を受けるための要件も大幅に緩和される予定なので、今まで活用することを決めきれずにいた方も再度検討する価値がありそうです。

項目	現行	改正
対象株式	発行済み株式総数の 2/3	全ての株式
納税猶予割合	80%	100%
贈与者・被相続人	代表者	代表者以外の者からの贈与等も対象
譲受対象者	後継者 1 人	後継者 2 名・3 名も可
雇用確保要件	80%	雇用維持できない場合には満たせない理由書を都道府県に提出する
対象株式の処分(譲渡・合併・解散)	譲渡等をした時点で納税猶予が終わり、贈与税等を納付する	経営環境の変化(悪化)により株式譲渡等する場合で、当初贈与等の金額を下回った場合には一定金額を免除
適用期限	期限無し	平成 39 年 12 月 31 日

■中小企業に対する主な改正内容

○所得拡大税制の拡充(減税)

雇用者給与等支給額が前年比増加した場合に、増加した割合の一定額が法人税から控除される制度です。こちらも要件が緩和され、税額控除の割合も増加しています。また、単に給与支払額の増加だけではなく、教育訓練費の増加等による上乗せ措置が新たに加わりました。

項目	現行	改正
① 雇用者給与等支給額の増加割合	前事業年度を超えた額 ～2%未満	1.5%以上
①の減税額	給与増加額の 10%	給与増加額の 15%
② 雇用者給与等支給額の増加割合	2%以上	(1)2.5%以上 (2)教育訓練費が 10%増加 (3)強化法の計画実行が証明された
②の減税額	増加額の 22%	増加額の 25%

※適用時期は平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

この税制は給与の増加や雇用を増やす企業に対する減税措置でしたが、今回の改正では社員教育を積極的に行う企業に減税幅を増やそうという政府の意図があります。人への投資を検討されている経営者の方は、税制と合わせて助成金なども活用することをご検討ください。なお、法案審議の過程で、一部項目の修正・削除・追加などが行われる可能性があることにご留意ください。

安藤 雅弘

事業承継に向かって～第三者承継を視野に入れて考える～

先日、金融機関の方などが集まる会合にて、事業承継をテーマにしたプチ勉強会を行いましたので、この通信でも一部情報発信します。

事業承継は、親族内承継、社内承継、M&A など様々な方法があります。中小企業庁が中小企業の動向について発行する『中小企業白書』によれば、社内承継、外部招へい、M&A の割合が、親族内承継を上回るまでに伸びてきています。つまり、「第三者への承継」が増えてきているということです。

第三者承継で大きな課題になる点としては、①連帯保証、②自社株式・事業用資産の譲渡という「財産承継」が挙げられます。その際、特に後継者の資金力や保証能力の面がネックとなることが多いです。

財産承継のポイントは、①自社株式の適正評価と、②承継方法の検討(個人引受、自己株式化、SPC 設立など)の2点です。株式移転方法は通常、有償譲渡が多いため、承継資金の確保が重要になります。また、個人保証の問題に対しては、「会社の磨き上げ」が何より重要であることは言うまでもありません。

▽事業承継に伴う資金調達にオススメ ー長野県の融資制度 【地方創生推進資金(事業展開向け)】ー

対象者 (右記のいずれかに該当する方)		① 既存事業を譲り受け、事業継続又は当該事業により事業拡大を行おうとする方 ② 事業引継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継計画を策定し、既存事業を譲り受けようとする方 ③ 経営承継関連保証を利用して事業承継により既存事業を譲り受けようとする方
貸付 限度額	設備	1億5,000万円
	運転	3,000万円
貸付利率		年1.1%
貸付 期間	設備	10年以内 ※土地・建物等の場合15年以内(うち据置1年以内)
	運転	7年以内(うち据置1年以内)
信用保証料		県・市町村の補助により自己負担0.44%以内 ※ 中小企業等経営強化法の認定事業者等の場合には、信用保証料の自己負担がない場合があります。

第三者への承継は、家督相続の場合にあるような「暗黙の了解」はないため、早めの準備や後継者への打診・対応が必要となります。また、相続を使った無償譲渡・承継が現実的に難しい場合も多いため、親族内承継以上に課題を明確化し、計画的に対策を進める必要があります。国も、第三者への事業承継を支援する機関として、事業引継ぎ支援センターを全47都道府県に開設(長野県はH26年2月に開設)し、中小企業経営者のサポートを行っています。事業承継には意外と長い年数を要します(一般的には5～10年以上)。承継対策をスタートするのに早過ぎるということはないでしょう。是非、弊社または長野県事業引継ぎ支援センターへ一度ご相談してみてください。

中村 雄太

外国人旅行者の消費税免税について

平成30年度の税制改正大綱が公表されました。毎年、各省庁から税制改正の要望事項が提出されますが、その中に経済産業省(国土交通省と共同)より「外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充」を求める事項がありました。外国人旅行者の消費税を免除する制度について、現在は一般物品・消耗品それぞれについて最低購入金額(税抜5,000円以上)を満たす必要がありますが、一般物品に特殊包装を行う等を条件に、一般物品と消耗品の購入金額を合算して免税販売の金額判定をすることを認める措置を講ずる、という内容です。その導入趣旨は、外国人旅行者に消費税免税特典をさらに与えることにより、外国人旅行者の消費拡大をより一層図ることを狙いとしています。つまり、消費税が購買意欲を減退させることになるため、消費税を免除すれば消費が拡大されるだろうと経済産業省が唱えたのです。その一方財務省は国内では2019年10月1日に消費税率を8%から10%にすると決めています。消費税率を増やし、税収確保を優先する財務省。消費税を免除すれば消費が拡大すると唱える経済産業省。矛盾を感じます。

できれば今以上に経済が活性化してくれば暮らしも潤います。そんな税制になるよう期待したいと思います。

高木 幹夫

平成 30 年、パート労働力を考える

所得税の配偶者控除における“103 万の壁”が 150 万に拡大しました。中小企業の多くが人材不足と感じている今、労働力確保の代表的なキーワードは、高齢者、外国人、そして女性です。新たな人材確保が難しい今、既存のパートさんの労働力にも目を向けてみてはいかがでしょうか。

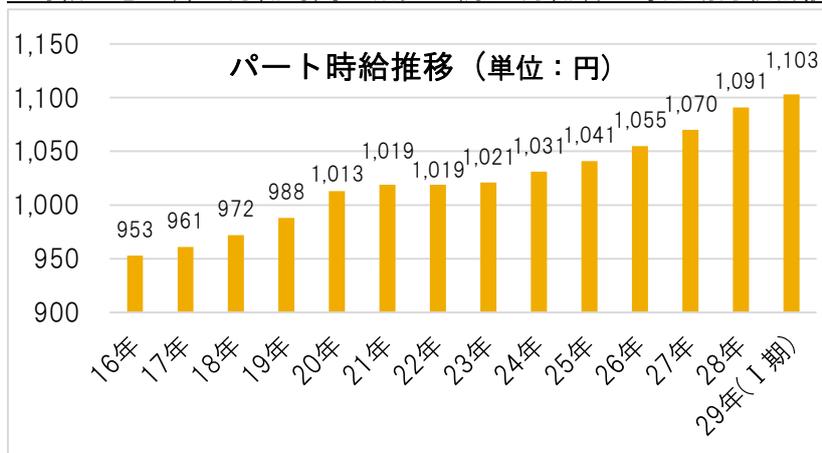
■パート時給と労働時間

1.パート・アルバイト平均時給(弊社調べ。平成 29 年 10 月現在)

人材不足が顕著なサービス業の時給高騰により、医療・福祉系と一般業との差が少ない結果となりました。

医療・福祉系	1,078 円
医療系以外の一般業(製造業、サービス業 他)	1,020 円

2.時給の急上昇と労働時間の減少 (厚生労働省「毎月勤労統計調査 平成 28 年度分結果確報」より)



最低賃金の急速な上昇と人手不足の影響から、近年は前年比 20 円増の水準となっています。

一方、パート労働時間は扶養の壁の影響で減少し、平成 28 年の総実労働時間は 86.8 時間/月となっています。今年、配偶者の控除の枠が 150 万になったということは、扶養を気にするパートさんに“もう少し”働いてもらえるチャンスといえるでしょう。

■税扶養の壁が 150 万になったから、150 万まで働いてもらえる？

…答えは NO です。以前の事務所通信でも詳しくご案内しましたが、パートさんには壁がいろいろありますので、簡単に整理してみましょう。

	基準	内容
第一の壁	収入 130 万以上	ご主人の社会保険の扶養からはずれます。
第二の壁	労働時間・日数が社員 4 分の 3 以上	パート本人が社会保険に加入しなければなりません(従業員数 500 人以下の社会保険加入事業所の場合)。130 万の壁と混同する方が多いですが、同じではありません。要件を満たせば、130 万以下でも社会保険加入となり、本人も会社も保険料の負担が発生します。
第三の壁	収入 150 万超	所得税の配偶者の控除の壁。103 万から 150 万に拡大しました。
第四の壁	家族手当の支給要件	税扶養、社会保険の扶養などの要件がある場合が多いので、ご主人の会社の規定を確認していただく必要があります。

■社会保険料負担と家族手当が本当の「壁」

所得税の扶養からはずれても、働いた分より税金の方が多いということはありませんが、社会保険加入と家族手当の支給停止は収入によっては“働き損”になってしまいます。労働契約の際に特に注意したい項目です。

■女性活用のキーワードは「変化」と「多様性」

パートさんには「扶養ぎりぎりまで働きたい」「本当は正社員になりたい」という方もいれば、「今のままがいい」という方もいます。パートさんに限らず、女性活用のキーワードは「変化」と「多様性」。女性特有の働き方の多様性を認識すること、また、ライフステージによる女性の環境の変化を察知することが大切です。採用時に確認するだけでなく、雇用後も定期的に本人の希望と会社の意向をすり合わせる機会を設けることが、離職防止や新たな人材発掘に繋がると思います。

松村 規代(以上)